

レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」の改正について

2025年7月17日
日本公認会計士協会

新	旧
<p>レビュー業務実務指針 2400</p> <p style="text-align: center;">財務諸表のレビュー業務</p> <p style="text-align: right;">2016年1月26日 改正 2018年10月19日 改正 2021年6月9日 改正 2021年9月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 改正 2024年4月18日 改正 2024年9月26日 <u>最終改正</u> 2025年7月17日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第2号)</p> <p>《Ⅰ 本実務指針の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《6. 職業倫理に関する規定》(第21項参照)</p> <p>A15. 職業倫理に関する規定に含まれる倫理規則では、倫理上の基本原則を以下のとおり規定している。</p> <p>(1) 誠実性 (2) 客観性 (3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意 (4) <u>秘密保持</u> (5) 職業的専門家としての行動</p> <p>倫理上の基本原則は、職業的専門家に期待される行動の基準を定めている。</p>	<p>レビュー業務実務指針 2400</p> <p style="text-align: center;">財務諸表のレビュー業務</p> <p style="text-align: right;">2016年1月26日 改正 2018年10月19日 改正 2021年6月9日 改正 2021年9月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 改正 2024年4月18日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第2号)</p> <p>《Ⅰ 本実務指針の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《6. 職業倫理に関する規定》(第21項参照)</p> <p>A15. 職業倫理に関する規定に含まれる倫理規則では、倫理上の基本原則を以下のとおり規定している。</p> <p>(1) 誠実性 (2) 客観性 (3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意 (4) <u>守秘義務</u> (5) 職業的専門家としての行動</p> <p>倫理上の基本原則は、職業的専門家に期待される行動の基準を定めている。</p>

新	旧
<p>倫理規則の概念的枠組みは、職業的専門家が基本原則を遵守する上での阻害要因を識別及び評価し、これに対処する際に適用することが求められているアプローチを定めている監査、レビュー及びその他の保証業務においては、倫理規則が、それらの業務に関連する独立性の阻害要因について、概念的枠組みの適用により対処することを意図している。</p>	<p>倫理規則の概念的枠組みは、職業的専門家が基本原則を遵守する上での阻害要因を識別及び評価し、これに対処する際に適用することが求められているアプローチを定めている監査、レビュー及びその他の保証業務においては、倫理規則が、それらの業務に関連する独立性の阻害要因について、概念的枠組みの適用により対処することを意図している。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《10. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》 (第 42 項参照)</p>	<p>《10. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》 (第 42 項参照)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>A65. 国によっては、法令等により、業務実施者が一定の事項について統治責任者にコミュニケーションを行うことが制限されている場合がある。例えば、法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、適切な機関による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為の実施を明確に禁止していることがある。そのような業務実施者の<u>秘密保持の義務</u>とコミュニケーションの義務の間に複雑な対立がある状況においては、業務実施者は法律専門家に助言を求めることを検討することがある。</p>	<p>A65. 国によっては、法令等により、業務実施者が一定の事項について統治責任者にコミュニケーションを行うことが制限されている場合がある。例えば、法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、適切な機関による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為の実施を明確に禁止していることがある。そのような業務実施者の<u>守秘義務</u>とコミュニケーションの義務の間に複雑な対立がある状況においては、業務実施者は法律専門家に助言を求めることを検討することがある。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《11. 業務の実施》</p>	<p>《11. 業務の実施》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《(3) 手続の立案及び実施》 (第47項及び第55項参照)</p>	<p>《(3) 手続の立案及び実施》 (第47項及び第55項参照)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《⑤ 特定の状況に対処する手続》</p>	<p>《⑤ 特定の状況に対処する手続》</p>
<p>《ア. 不正及び違法行為》 (第52項(1)及び(4)参照)</p>	<p>《ア. 不正及び違法行為》 (第52項(1)及び(4)参照)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《適切な規制当局への違法行為又はその疑いの報告》</p>	<p>《適切な規制当局への違法行為又はその疑いの報告》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>A96. 法令や職業倫理規程において、業務実施者が違法行為又はその疑いを報告することを要求する規定を含んでいない場合であっても、業務実施者が不正や違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告する権利を有している場合がある (倫理規則R114. 1項から第114. 3 A1項参照)。</p>	<p>A96. 法令や職業倫理規程において、業務実施者が違法行為又はその疑いを報告することを要求する規定を含んでいない場合であっても、業務実施者が不正や違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告する権利を有している場合がある (倫理規則R114. 1項から第114. 1 A1項参照)。</p>
<p>A97. このほか、法令や職業倫理規程に基づく業務実施者の<u>秘密保持の義務</u>により、違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告することが禁止されている国もある。</p>	<p>A97. このほか、法令や職業倫理規程に基づく業務実施者の<u>守秘義務</u>により、違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告することが禁止されている国もある。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>以 上</p>	<p>以 上</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> • 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第14項、A14項、A15項及びA34項） － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日公表） （上記以外の修正箇所） • 本実務指針（2023年3月16日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第26項(3)、A14項、A86-2項及びA91項からA91-3項） － 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2023年1月12日改正） － 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日改正） （上記以外の修正箇所） • 本実務指針（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2024年9月26日改正） • 本実務指針（2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） 	<ul style="list-style-type: none"> • 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第14項、A14項、A15項及びA34項） － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日公表） （上記以外の修正箇所） • 本実務指針（2023年3月16日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第26項(3)、A14項、A86-2項及びA91項からA91-3項） － 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2023年1月12日改正） － 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日改正） （上記以外の修正箇所） • 本実務指針（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2024年9月26日改正）
<p>《付録1 経営者確認書の記載例》（第62項参照） （省略）</p>	<p>《付録1 経営者確認書の記載例》（第62項参照） （省略）</p>

新	旧
<p>《付録2 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》(A150項参照) (省 略)</p> <p>《文例1》 (省 略)</p>	<p>《付録2 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》(A150項参照) (省 略)</p> <p>《文例1》 (省 略)</p>
<p>独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所(注1) 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p><財務諸表のレビュー> (注4) (省 略)</p> <p>業務実施者の責任 当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての財務諸表が、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。(注5)。 レビュー業務実務指針2400に準拠した財務諸表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。 レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の財務諸表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所(注1) 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p><財務諸表のレビュー> (注4) (省 略)</p> <p>業務実施者の責任 当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての財務諸表が、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。 レビュー業務実務指針2400に準拠した財務諸表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。 レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の財務諸表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>(省 略)</p> <p>(注5) 社会的影響度の高い事業体のレビューである場合には、「また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)を遵守することを求めている。」とする。</p> <p>《文例2》</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>《文例2》</p> <p>(省 略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>独立業務実施者のレビュー報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所(注1) 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類及びその附属明細書が、会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている(注5)。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した計算書類及びその附属明細書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の計算書類及びその附属明細書に対して</p>	<p style="text-align: center;"><u>独立業務実施者のレビュー報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所(注1) 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類及びその附属明細書が、会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した計算書類及びその附属明細書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の計算書類及びその附属明細書に対して</p>

新	旧
<p>監査意見を表明しない。</p> <p>(省 略)</p> <p>以 上</p>	<p>監査意見を表明しない。</p> <p>(省 略)</p> <p>以 上</p>
<p>(省 略)</p> <p><u>(注5) 文例1に同じ</u></p>	<p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p>
<p>《文例3》</p> <p>(省 略)</p>	<p>《文例3》</p> <p>(省 略)</p>
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 150px;">〇〇監査法人 〇〇事務所(注1)</p> <p style="margin-left: 100px;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="margin-left: 100px;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類が、会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている(注5)。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相</p>	<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 150px;">〇〇監査法人 〇〇事務所(注1)</p> <p style="margin-left: 100px;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="margin-left: 100px;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類が、会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相</p>

新	旧
<p>当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の計算書類に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の計算書類に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注5) 文例1に同じ</p> <p>《文例4》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>《文例4》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>独立業務実施者のレビュー報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所（注1） 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から連結計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビュー業務を行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、全体としての連結計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている（注5）。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した連結計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相</p>	<p style="text-align: center;"><u>独立業務実施者のレビュー報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所（注1） 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から連結計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビュー業務を行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、全体としての連結計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した連結計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相</p>

新	旧
<p>当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の連結計算書類に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の連結計算書類に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注5) 文例1に同じ</p> <p>《文例5》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>《文例5》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所（注1） 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から連結計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、全体としての連結計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている（注5）。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した連結計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の連結計算書類に対して監査意見を表明</p>	<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所（注1） 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から連結計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、全体としての連結計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した連結計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の連結計算書類に対して監査意見を表明</p>

新	旧
<p>しない。</p> <p>(省 略)</p> <p>以 上</p>	<p>しない。</p> <p>(省 略)</p> <p>以 上</p>
<p>(省 略)</p> <p><u>(注5) 文例1に同じ</u></p> <p>《文例6》</p> <p>(省 略)</p> <p>《文例7》</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>《文例6》</p> <p>(省 略)</p> <p>《文例7》</p> <p>(省 略)</p>
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所(注1) 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p>(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類及びその附属明細書が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている(注5)。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した計算書類及びその附属明細書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p>	<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所(注1) 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p>(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類及びその附属明細書が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した計算書類及びその附属明細書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p>

新	旧
<p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の計算書類及びその附属明細書に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の計算書類及びその附属明細書に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>(注5) 文例1に同じ</u></p> <p>《文例8》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>《文例8》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人</p> <p style="text-align: right;">〇〇事務所（注1）</p> <p style="text-align: right;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から期中財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、全体としての期中財務諸表が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている（注4）。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した期中財務諸表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p>	<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人</p> <p style="text-align: right;">〇〇事務所（注1）</p> <p style="text-align: right;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から期中財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、全体としての期中財務諸表が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した期中財務諸表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p>

新	旧
<p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の期中財務諸表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の期中財務諸表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>(注1) (注2) (注3) 文例1に同じ (注4) 文例1 (注5)に同じ</p> <p>《文例9》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(注1) (注2) (注3) 文例1に同じ</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>《文例9》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: center;">〇〇監査法人</p> <p style="text-align: center;">〇〇事務所 (注1)</p> <p style="text-align: center;">指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から貸借対照表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、貸借対照表が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている（注4）。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した貸借対照表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p>	<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: center;">〇〇監査法人</p> <p style="text-align: center;">〇〇事務所 (注1)</p> <p style="text-align: center;">指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から貸借対照表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、貸借対照表が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した貸借対照表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p>

新	旧
<p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の貸借対照表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の貸借対照表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>(注4) 文例1 (注5) に同じ</u></p> <p>《文例10》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>《文例10》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇法人 理事会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人</p> <p style="text-align: right;">〇〇事務所（注1）</p> <p style="text-align: right;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から資金収支計算書に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、資金収支計算書が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている（注4）。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した資金収支計算書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として理事者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p>	<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇法人 理事会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人</p> <p style="text-align: right;">〇〇事務所（注1）</p> <p style="text-align: right;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">業 務 執 行 社 員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から資金収支計算書に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、資金収支計算書が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した資金収支計算書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として理事者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p>

新	旧
<p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の資金収支計算書に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の資金収支計算書に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>(注4) 文例1 (注5) に同じ</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
	以 上